

世界貿易機関（WTO）と自由貿易協定（FTA）

—— 東アジア共同体の現実と展望 ——

三 木 敏 夫

目 次

はじめに

1. 世界の FTA の推移
2. FTA と RTA
3. 日本の FTA の現状
4. FTA の根拠
5. FTA の政治経済効果
6. 日本のセーフガード制度と FTA 2 国間セーフガード
7. 原産地規則と貿易歪曲効果
8. FTA 特惠関税と物品税による保護貿易
9. FTA の問題点

結語 —— アジア的方法の模索

はじめに

1948 年に自由貿易を推し進めるために関税および貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade, GATT）が開始されて以来、工業国の関税率は 40% から 4% に低減し、輸出額は 500 億ドルから 9,000 億ドルに増加した¹。自由貿易の推進は 1995 年に発足した世界貿易機関（World Trade Organization, WTO）に受け継れ、関税の一括引き下げ努力が行われる一方、自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）が、現在、WTO とともに自由貿易推進のための手段として注目を浴びている。

21 世紀に入り、日本政府は対外通商政策の大きな転換を図った。それは FTA の締結である。これまで、日本政府は、国際機関主義を対外通商政策の軸としてとり、特定国と特別な通商関係を構築することがなかったが、2002 年のシンガポールとの FTA 締結を皮切りに、東アジア諸国を中心に WTO ルールの枠内で、2 国間（bilateral）ないし東南アジア諸国連

¹ United States Trade Representative, *U.S.-China Trade Relations: Entering a New Phase of Greater Accountability and Enforcement*, February 2006

合 (Association of South East Asian Nations, ASEAN) などとの地域間 (multilateral) FTA の締結を積極的に推し進めている。

本稿では、グローバル化とリージョナル化が同時並存する国際経済環境下で、日本が締結した FTA の中に盛り込まれた 2 国間セーフガード (緊急輸入制限, safe guard) と、原産地規則および日本マレーシア FTA (MJEPA) における自動車に対する物品税 (excise duty) の取り扱いに焦点をあて、WTO が目指す自由貿易と FTA の整合性と、また、東アジア共同体構想に向けて、FTA がどのような役割を果たすのか、を検証・展望することを目的とする。

1. 世界の FTA の推移

WTO によれば、2006 年 3 月現在、FTA は 124 件、関税同盟 (custom union) 11 件である。1955 年から 59 年にかけて FTA が 1 件締結されてから、その後、数件にとどまっていたが、1990 年代に入り、20 件以上の FTA が結ばれ、FTA ブームに世界は突入した。FTA ブームが発生した要因として、GATT 第 24 条における地域貿易協定 (Regional Trade Agreement, RTA) による例外規定とともに、ウルグワイ・ラウンドによる①一括関税引き下げ協議に時間がかかりすぎたこと、②関税一括引き下げ協議参加国が多くなったこと、③ GATT に代わり、国際機関として自由貿易を推進する WTO が 1995 年に発足したが、「ミニ国連」化し、自由貿易問題以外にも経済援助などの南北問題が持ち込まれることもあり、貿易に関する意思決定が遅れがちとなったことなどがあげられる。また、グローバル化とともにリージョナル化が東西冷戦構造崩壊後の国際経済発展の牽引力となっていることが指摘できる。

WTO における一括関税引き下げ協議と比較して、FTA は少数の関係国が協議するため、WTO と異なり、時間があまりかからず、協議がまとまりやすいといえる²。このため、WTO 発足後、WTO と並行して、自由貿易を推し進めるための手段として、GATT 第 24 条の例外規定である RTA を利用して、FTA が注目された。特に、過去 10 年間で、WTO に報告された FTA 件数は 100 件を数え、全体の半分以上を占める。また、欧州連合 (EU)³、北米自由貿易地域 (NAFTA)⁴、南米南部共同体 (MERCOSUR)⁵、ASEAN 自由貿易協定 (AFTA)⁶

² WTO 加盟国数は 140 カ国以上にのぼり、ラウンドにおいて関税引き下げ協議に時間がかかり、また、貿易以外の経済協力問題がしばしば持ち上がり、ミニ国連化している。

³ 関税同盟、共同市場を経てユーロを導入し、通貨統合を達成した。15 カ国から 2004 年に 10 カ国加わり、加盟国は 25 カ国となった。

⁴ 米国、カナダ、メキシコで構成されている。

⁵ 1991 年に署名、FTA から一步踏み込んだ対外共通関税 (0-20%、約 85% の品目) を設けた関税同盟。ブラジル、アルゼンチン、ウルグワイ、パラグアイで構成。

⁶ タイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオスの 10 カ国で構成。

など複数国による地域経済の統合が進んでいる。

図表1 RTA・FTA 締結の推移

年代別件数	代表的 RTA・FTA
1948-57年	0件
1958-59年	1件 1958年ローマ条約によるEEC ⁷
1960-64年	2件 1960年欧州自由貿易連合EFTA
1965-69年	0件
1970-74年	9件
1975-79年	4件
1980-84年	2件 1984年湾岸経済協議会GCC
1985-89年	2件
1990-94年	24件 1991年MERCOSUR, 1993年AFTA, 1994年NAFTA
1995-99年	67件
2000-04年	64件 2004年拡大EC
2005-06年	10件

出所：WTO ホームページ掲載リストから作成 (http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regtac_e.htm)。

また、地域別に FTA の締結状況をみたのが、図表 2 である。欧州・ロシア・中東・アフリカが 88 件と、全体の 72.1% を占め、同地域は FTA ブームの震源地となっている。アジア太平洋地域では、1997 年のアジア通貨危機以降、アジア通貨基金構想 (Asian Monetary Fund, AMF) に端をはった域内の経済協力活動は、まず「新宮沢構想」⁸ の実施、金融通貨面において ASEAN+3 (日本、韓国、中国) によるチェンマイ・イニシャティブでの通貨スワップ協定の締結など名実ともに活発化した。FTA は 25 件以上が締結、発効し、20 件以上が交渉中であり、この外 16 件の FTA の提案がなされている⁹。

図表2 世界の FTA の地域別件数

単位：件数

欧州・ロシア・中東・アフリカ	米州	アジア太平洋	地域横断	合計
88 (72.1%)	7 (5.7%)	12 (9.8%)	15 (12.3%)	122 (100%)

出所：同上

⁷ EU の原型は、1948 年に発足したベネルックス関税同盟 (ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ) にあり、①関税の引き下げ、②共通市場の形成、③関税障壁の撤廃、取引慣行・社会・労働事情の克服などを目的とした。

⁸ AMF 構想に代わり、アジア通貨危機に見舞われた東アジア諸国を援助するために、日本が 300 億ドル用意し、東アジア各国を援助した。基本は 2 国間援助である。

⁹ 例えば、シンガポールでは、日本、メキシコ、カナダ、韓国、インド、ヨルダン、スリランカとサイン・交渉している。また、タイでは、中国、インド、オーストラリア、日本、米国、などとサイン・交渉している。

2. FTA と RTA

ここで FTA の概念を整理しておこう。日本では FTA, RTA および EPA (経済連携協定, Economic Partnership Agreement) が同一の概念のごとく一般化しているが, FTA 及び EPA は, GATT 第 24 条第 2 項に規定された RTA の一種であり, FTA は主に「モノ」を対象とした貿易協定である。また, 21 世紀に入り, 日本が東アジア諸国と進めている EPA は, モノの貿易に加えサービス貿易, ヒトの移動, 金融・通貨, 投資, 知的財産権, 政府調達品目, 基準などの相互認証による手続きの簡素化および経済協力(中小企業の育成, 人材開発など)などを包括した経済協力協定を意味している。これらを整理すれば次の通りとなる¹⁰。

- 地域貿易協定 (RTA) : ①自由貿易協定 (FTA) —— モノとサービスの関税撤廃
②経済連携協定 (EPA) —— モノとサービスの関税撤廃, ヒトの移動, 金融・通貨, 投資, 知的財産権, 政府調達品目, 基準などの相互認証による手続きの簡素化および経済協力(中小企業の育成, 人材開発など) など
③その他 —— 関税同盟, 特惠関税協定, サービス協定など

日本が, 戦後一貫して取り続けた国際機関主義から, FTA に対外通商政策の軸足を移していく大きな契機となったのが, 1997 年 7 月に発生したアジア通貨危機¹¹ である。また, この危機後, 東アジア地域の経済協力が実質的に金融通貨協力を軸に進展¹² することとなり, 1997 年 11 月に ASEAN+3 首脳会議が開催され, 同年 11 月に ASEAN+3 の枠組みが確立し, これが現在の東アジア共同体構想¹³ に発展した。加えて, 日本の東アジア地域との貿易依存関係の緊密化も大きな原動力となっている。

また, 日本の貿易相手国は, 米国から中国に移り, 東アジア地域への貿易依存率は, 図表 3 の通り, 2000 年の 41.2%から 2004 年には 48.5%に高まっており, 東アジア共同体構想の下, FTA を戦略的に展開する現実に直面したことである。

¹⁰ 本稿では, 特別な理由がない限り FTA に用語を統一して使用している。

¹¹ 通貨危機に見舞われた ASEAN は, 1977 年に通貨スワップ協定を結んでいながら無力であった。また, ASEAN の経済協力のほとんどが掛け声倒れになっていたのは事実である。

¹² EU は国際政治上, 当時の東西冷戦構造下で米国および旧ソ連の谷間に埋没する危惧と 2 度と戦争を起こさない不戦の決意が共同市場形成の原動力となった。これに対して東アジア共同体構想は既成事実が先行し, 金融経済協力が出発点となっている。

¹³ 同構想は中国が積極的に提案し, その枠として, インド, オーストラリア, ニュージーランドを加えるかどうかが問題となっている。

図表3 日本の東アジア諸国との貿易(輸出)依存率の推移

単位: %

	2000年	2004年
中国	6.3	13.1
香港	5.7	6.3
インドネシア	1.6	1.6
韓国	6.4	7.8
マレーシア	2.9	2.2
フィリピン	2.1	1.7
シンガポール	4.3	3.2
タイ	2.8	3.6
台湾	7.5	7.4
アジア地域	41.2%	48.5%

出所: IMF, *Direction of Trade Statistics (DOT)*, Yearbook 2005 から作成。

この流れの中で、世界的な FTA ブームに乗り遅れた日本が、遅れを取り戻すために、積極的に、2 国間 FTA に対外通商政策の軸足を移していくことになる。

日本は 2002 年に日本シンガポール FTA (JSEPA) を締結するが、対外通商政策を転換して FTA の締結に力を入れ始めた動機は、日本メキシコ FTA (JMEPA) 締結に端的に現れている。

FTA をめぐるメキシコとの共同研究において、次のことが指摘された。

- ① 1994 年の NAFTA 締結, 2000 年の EU メキシコ FTA 締結により, 日本企業が関税面で欧米企業と比べ, 競争上不利な状態にある。
- ② サービス, 投資, 政府調達において, メキシコ政府は FTA 締結国企業を未締結国企業より有利に取扱っている。
- ③ 日本とメキシコ両国がさらなる市場開放を行うことで, 両国において経済成長と雇用創出, そして, 特にメキシコ側にあてはまることであるが, 輸出先の多角化をもたらす¹⁴。

日本は FTA 締結に乗り遅れることにより, メキシコにおける「ビジネスチャンス逃がしている」といった判断がありありと読み取ることができる。アジア通貨危機後の金融協力を契機に, 東アジア地域における「実利」に根ざした経済貿易依存関係をベースに, 自由貿易地域としての FTA が東アジア共同体構想の議論を巻き起こしている。

¹⁴ 関税・外国為替等審議会, 「日本・メキシコ経済連携協定交渉の概要」資料 3, 平成 16 年 8 月 4 日

3. 日本の FTA の現状

2006年6月現在、日本の FTA 交渉・締結状況を見ると次の通りである。締結済みが3カ国、大筋合意が2カ国、交渉中又は予定国・機関が7、共同研究が3カ国となっている。

日本の FTA 交渉・締結の現状

- 1) 締結済み : シンガポール(2002年), メキシコ(2005年)¹⁵, マレーシア(2005年)
- 2) 大筋合意 : タイ(2005年, 2006年9月締結予定), フィリピン(2004年)
- 3) 交渉中又は予定: 韓国, ベトナム, ブルネイ, GCC, インドネシア, ASEAN, チリ
- 4) 共同研究 : スイス, インド, オーストラリア

日本政府がシンガポール、メキシコ、マレーシア3カ国と締結した2国間 FTA の大きな特徴は、第1に原産地規制(現地調達比率)を設定しこと、第2に、WTO のセーフガードとの整合性に不明瞭さが指摘されている2国間セーフガードが盛り込まれていることにある。

しかし、FTA の根拠である GATT 第24条における RTA の求める条件は、「実質的にすべての貿易の関税撤廃」となっているが、国際的に数量基準などの具体的内容について統一的なコンセンサス、基準は存在しない。

日本は FTA を進める際、「すべての関税撤廃」基準を、図表5などの既存の FTA を参考にして、便宜上、貿易額の90%を関税撤廃基準の目安としている。

図表4は、日本が FTA を締結した3カ国との関税撤廃状況を示している。

WTO で規定された「実質上すべての貿易」をカバーする要件として、主要国間の代表的な RTA・FTA は、図表5の通り、貿易量で概ね95%以上をカバーしている。また、農業など特定分野を除外している RTA・FTA は特殊なものを除き存在しない。

図表4から、日本からの輸入に対して品目、数量とも90%を下回る低水準であるのがメキ

図表4 関税撤廃率の内容(日本を基準として)

	輸入量	品目数	輸出量	品目
シンガポール	94%	77%	100%	100%
メキシコ	87%	86%	98%	94%
マレーシア	94%	87%	99%	99%

出所：外務省、『新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定』、『経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定』、『経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定』から作成。

¹⁵ 米国、カナダ、EU、ベネズエラ、コロンビア、ボリビア、コスタリカ、ニカラグア、チリ、イスラエル、エルサルバドル、ウルグワイ、グアテマラ、ホンジュラス、EFTA（スイス、リヒエンシュタイン、ノルウェー、アイスランド）と FTA を締結し、世界の FTA 交差点といわれる。

図表5 地域貿易協定(RTA)におけるモノの特恵関税カバレッジ率

	品目ベース	貿易量
NAFTA	97%	域内貿易量の99%
カナダ・チリFTA	不明	カナダ側 100%
		チリ側 99.7%
拡大EU(関税同盟)	100%	100%
EUメキシコFTA	不明	域内貿易の95%
		鉱工業品 100%
		農産品 メキシコ側 59%
		EU側 74%
ANZCERTA	100%	100%

出所：財務省、関税・外国為替等審議会資料から作成。

シコとのFTAとなっている。これは、メキシコとのFTAよりマレーシアのそれが、FTAとして、精度が高いことを意味する。また、基本的合意をみているタイ、フィリピンとのFTAの関税撤廃対処品目は、全体の90%以上を占めている。加えて、ASEANとの交渉においては、2015年までに90%以上の品目の関税撤廃を、日本政府は要求することになっている。

4. FTAの根拠

WTOの原則は、「自由、無差別、多角主義」のもと、最恵国待遇(most favored nation treatment, MFN)と内国民待遇(national treatment)を軸に自由貿易を推進することにあるが、この例外的措置としてFTAの締結が認められている。例外規定であるFTA締結の根拠は、GATT第24条とサービス貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade Services, GATS)第5条に依拠している。

〈GATT第24条〉

WTO体制下でのFTA締結の根拠は、GATT第24条において認められたRTAにあり、第4項において、「締約国は、任意の協定により、その協定当事国間経済の一層の密接な統合を進展させて、貿易の自由を増大することが望ましい」と規定し、FTA締結の条件は、次の通りである。

- ①「実質上すべての貿易」について「関税とその他の制限的通商規則を廃止」すること(関税撤廃の原則)。
- ②関税およびその他の制限的通商規則を妥当な期間内(10年を目途)に廃止すること(10年目途の原則)。
- ③FTA締結外国に対して関税およびその他の制限的通商規則を高めてはいけない¹⁶(最恵

¹⁶ 締結外国に対して最恵国関税率を維持。

国待遇維持の原則＝従来通りの原則）。

- ④ FTA 締結国は、特定産業を全て除外せず、貿易量の 90%以上をカバーするように努めること¹⁷（貿易量 90%の原則）。
- ⑤ 発展途上国（Less Developed Countries, LDC）同士の FTA 締結は、穏やかな条件で認められる（授權条項¹⁸）。

GATT 第 24 条の例外規定は、戦後の国際経済の現状に照らして、自由貿易を現実的なものとして推し進めることを具体的に示したものである。

〈GATS 第 5 条〉

次の条件下で域内サービス貿易の自由化を進める FTA を締結することができる。

- ① 対象分野の数、影響を受ける貿易量および提供を勘案して、「相当範囲の分野」¹⁹を対象とすること。
- ② 協定発行時または合理的期間内における現行の差別的措置の撤廃、新たなまた一層の差別的措置を禁止する。
- ③ 域外国に対してサービス貿易に対する障壁の一般的水準を FTA 発効前の水準から引き上げるものであってはならない。
- ④ 逆補償を求めてはいけない。
- ⑤ 地域統合を審査する作業部会の設置を義務付けない²⁰。
- ⑥ ヒトの移動なども原則含めた相当な範囲の分野を対象とすること。
- ⑦ モノと同様に実質上全ての差別を合理的な期間内に撤廃すること。
- ⑧ 締結国外の諸国に対する貿易障害の一般的水準引き上げの禁止。

5. FTA の政治経済効果

東アジア地域では、ASEAN リージョナル・フォーラム（ASEAN Regional Forum, ARF）における地域の安全保証問題が、経済問題と抱き合わせ（政経一体）で議論されており、FTA 締結による政治効果として外交・安全保証が指摘される。政治的效果については、別途改めて論じたい。

経済効果として動的には①市場拡大効果、②競争促進効果、③投資促進・転換効果、④国内経済改革促進効果などが指摘できる。すなわち、FTA により市場が拡大されたことにより、同業の競争が促進され、効率的な生産構造が構築されるとともに、新規投資が促され、

¹⁷ FTA 締結国の平均は約 95%の貿易量をカバーしている。

¹⁸ Enable Clause。LDC 間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す RTA を最恵国待遇の例外として認めた。

¹⁹ GATT 第 24 条では「実質上すべての貿易」となっている。

²⁰ GATT 第 24 条では作業部会が義務付けられている。

非効率な企業が競争原理により淘汰され、市場メカニズムを通して、国内経済構造の改革が促進されることが期待できる。こうした経済効果を強調し、FTAが自由貿易に資すると考えるのを、建設的統合 (building bloc) と呼ぶ²¹。

1) 市場拡大効果

市場拡大効果を推計するためにグラヴィティ・モデル (gravity model) がある。グラヴィティは重力を意味する。2物体の重力は、2物体の大きさ、質量と距離の自乗に反比例する物理学理論²²を、経済の実証分析に応用したものである。例えば、世界に10カ国があるとする、 10×9 の貿易関係が存在することになる。貿易量は10カ国の経済規模の大きさ、1人当たりGDP、10カ国間の距離(物理的な距離と高関税により距離が決まる)などの経済貿易データを入力し、また、ダミーとして、例えばNAFTAを入れる。FTAを締結すると、GDPとか距離とかといった基本的な経済要素を超えて、貿易量が大きく増加した結果が、同モデルから推計されている²³。FTAが市場拡大効果をもつことを実証したものであるとともに、FTAが近隣諸国だけでなく、遠距離国と締結しても同様な効果が期待でき、FTAブームの理論的根拠となっている。

市場拡大効果の事例として、日本メキシコFTAにみることができる。ジェットロによれば、日本メキシコFTAにより、2005年4月から12月の日本から対メキシコ輸出は、前年同期比22%増、104億4,700万ドル、対メキシコからの輸入は、同19%増、19億100万ドルに拡大した。これは、例えば、FTAにより自動車の無税枠が5万8,000台から12万1,000台に拡大したため、トヨタ、日産に加えてスズキ、マツダ、いすゞの3社が販売拠点をメキシコに構えたことが大きく影響している。他方、メキシコからの輸入として、オレンジ果汁、バナナなどが増加した。

また、NAFTA形成により、域内での自由貿易が活発化し、域内貿易依存率は1990年37.2%

²¹ FTAや関税同盟などのRTAが、グローバルな自由貿易促進の一つの踏み石となることを意味する。

²² 経済分析では、物理学の公式を援用して実証分析を行うことがある。2物体間には重力 (gravity) が働いている。この力の大きさは2物体間の質量の積に比例し、物体間の距離の二乗に反比例して弱くなる、というニュートンの万有引力の法則を、貿易に適用したものである。

²³ 松本和幸：「第5章 直接投資が貿易に及ぼす影響」『経済成長と国際収支』日本評論社 2003年。回帰モデルによりパラメーターを測定し、グラヴィティ・モデルの標準形を組み立てると、次のようになる。

$$\text{Trade}_{ij} = \alpha \text{GDP}_i^{\gamma_1} \text{GDP}_j^{\gamma_2} / D_{ij}^{\rho} > 0$$
i は *i* 国、*j* は *j* 国を表し、*D* は *ij* 間の距離。対数をとると

$$\ln \text{Trade}_{ij} = \ln \alpha + \gamma_1 \ln \text{GDP}_i + \gamma_2 \ln \text{GDP}_j - \rho \ln D_{ij}$$
これを時間で微分すると

$$\frac{\Delta \text{Trade}}{\text{Trade}} = \frac{\Delta \alpha}{\alpha} + \gamma_1 \frac{\Delta \text{GDP}_i}{\text{GDP}_i} + \gamma_2 \frac{\Delta \text{GDP}_j}{\text{GDP}_j} - \rho \frac{\Delta D}{D}$$
となり、*i* 国、*j* 国のGDP増加は距離により差し引かれるが、結果として0より大となり、貿易を拡大する。

から結成直後の1994年には42.4%²⁴に域内市場は拡大した。加えて、1994年以来、米国GDPが42%増加し、1人当たり国民所得で25%以上増加したとしている。さらに、米国政府はNAFTAとウルグワイ・ラウンドにより、加盟国の年平均所得が1,300ドルから2,000ドルに増加したと推計²⁵し、国民の消費拡大に貢献したとし、FTA締結による市場拡大効果は顕著であると、評価している。

2) 投資促進・転換効果

特に、投資促進・転換効果は、ECにおいて顕著であった。1984年のECの直接投資(foreign direct investment, FDI)受け入れ額は米国の30%程度に過ぎなかったが、1989年には米国と肩を並べた。また、NAFTA発足時にFDIは、「世界の成長センター」である東アジアからメキシコに流れる現象が生じた。EC及びNAFTA形成による単一市場の出現は、規模の経済効果により、FDI誘致にとって有利に作用した。これは、市場のスケール・メリットによる域内投資の魅力が高まり、投資資源が限定されている域外諸国に対する投資転換効果であり、FTA締結国にとってはFDI促進効果である。この効果は、経験則から、FTAより関税同盟、関税同盟より単一共通市場、単一共通市場より経済・通貨統合の方が大きくなる。

また、日本シンガポールFTAにより、中国に進出した日系ビール・メーカーは、中国からシンガポールにビールを輸出していたが、FTA締結により、日本から関税が安くなったシンガポールに輸出するようになった。日本にとってFTAは産業の空洞化を防止する一つの方法となっているが、投資転換効果を強調することは、あまり賢明とはいえないだろう。

ASEANでは、1990年代に入り、東アジア地域に流入するFDIの半分以上が中国²⁶に流れ込む現実に直面して、ASEAN投資地域(ASEAN Investment Area, AIA)を構想し、東アジア地域におけるFDIの中国志向に歯止めをかけようとしたが、具体的なFDI誘致²⁷枠が固まっていなかったため、あまり効果を発揮していない。

3) 貿易創出効果と貿易転換効果

他方、FTAの伝統的な静態的経済効果として、比較優位原則を基にした①貿易創出効果

²⁴ EUの域内貿易依存率は65%(2004年65.7%)前後で推移している。また、NAFTAの2004年の域内貿易依存率は43.9%であった(出所:IMF, *Direction of Trade Statistics* (DOT), Yearbook 2005から計算した)。

²⁵ United States Trade Representative, *U.S.-China Trade Relations: Entering a New Phase of Greater Accountability and Enforcement*, February 2006

²⁶ UNCTAD, *World Investment Report 2005*によれば、アジア向けFDIは前年比46%増、1,475億ドルであり、その内、FDIの3分の2が中国に(中国606億ドル、香港340億ドル)流入した。

²⁷ FDI誘致テクニックとして①イメージ・ビルディング・テクニック、②投資誘発テクニック、③投資家サービス・テクニックがある。拙著『アジア経済と直接投資促進論』ミネルヴァ書房参照。

(trade creating effect), ②貿易転換効果(trade converting effect)がある²⁸。前者は building bloc であり, 後者は障害的統合(stumbling bloc)²⁹ といえるが, 国際政治経済環境の状態により, 両効果は stumbling bloc となる。

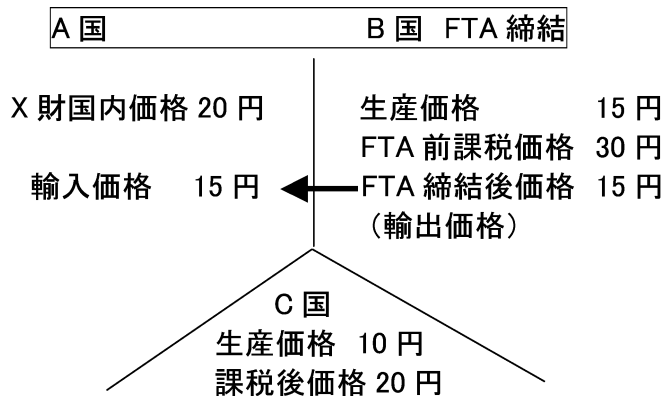
まず, 貿易創出効果は, 2 国間で FTA が締結されることにより, これまで貿易がなかった X 財が両国間で貿易が始まる効果を意味する。X 財を安く輸入できるようになった A 国の産業構造は, X 財の生産を中止, 他の財に経営資源を移行することが可能となり, 産業構造の高度化に資する。反対に, X 財の輸出国 B 国では X 財の輸出増加により, 規模の経済が働き, コスト削減が可能となり, 産業構造の効率化と利益拡大のメリットが発生する。比較優位の原則が働き, 貿易特化の効果が期待できる。FTA 締結による自由貿易阻害要因となるこの効果を一時的に軽減したのが, 後で検討する FTA 2 国間セーフガードである。貿易創出効果を図示すれば以下の通りである。

図表 6 貿易創出効果

A 国での FTA 結成前の X 財関税 100%
A 国で X 財を生産し, 輸入していない。

FTA 結成後 B 国関税ゼロ%, C 国
100%の関税

	A 国	B 国	C 国	A 国	B 国	C 国
生産価格	20円	15円	10円	20円	15円	10円
A 国関税額	—	15円	10円	—	—	10円
課税後国内価格	20円	30円	20円	20円	15円	20円



²⁸ Jacob Viner が 1950 年に *The Customs Union Issue*, NY Carnegie Endowment for International Peace において明らかにしたものであり, その後の関税同盟, 経済統合理論の理論的出発点となった。この外, *International Trade and Economic Development*, 1953 Oxford University Press などを発表している。

²⁹ FTA を進めることは, WTO から酸素(多国間交渉を行うエネルギー)を抜き取り, 自由貿易を促進する障害物となり, 経済のブロック化になることを意味する。

A国ではX財を生産しており，B，C国から輸入したときの国内価格を比較すると，図表6の通り，国産品が一番安い（A国20円，B国30円，C国20円）。このような状況で，A国とB国がFTAを締結し，X財の関税を撤廃すると，B国からX財を輸入した方が安く（A国20円，B国からの輸入15円）なり，A国とB国でX財の貿易が開始される。これを貿易創出効果と呼ぶ。

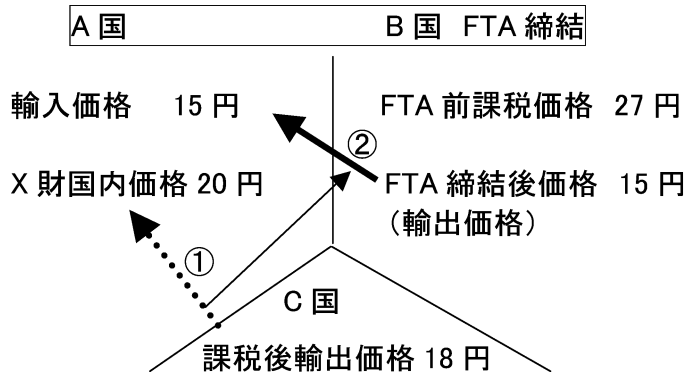
次に，貿易転換効果とは，A国はFTA締結前に課税後輸入価格がB国（27円）より安いC国（18円）から輸入していたが，B国とFTAを締結したことにより，B国はFTA特惠関税（ゼロ％）の適用を受け，B国のX財価格はC国（18円）より安くなったので，A国はX財の輸入をC国からB国（15円）に代替するのが貿易転換効果である。B国からの輸入がなくなり，FTAは差別的効果を発揮する。これを図示すると次の通りとなる。

図表7 貿易転換効果

A国でのFTA結成前のX財関税80％
A国でX財をC国から輸入。

FTA結成後C国関税80％，B国
からX財の輸入を開始

	A国	B国	C国	A国	B国	C国
生産価格	20円	15円	10円	20円	15円	10円
A国関税率	—	12円	8円	—	—	8円
課税後国内価格	20円	27円	18円	20円	15円	18円



注) A国はB国とFTA締結前，X財をB国より安いC国から輸入していたが，B国とFTAを締結したことにより，B国のA国へのX財輸出価格が15円となり，C国の輸出価格18円と比べ安くなる。また，A国のX財国内価格20円より安いので，A国は輸入をC国からB国にかえる。すなわちA国のX財輸入は①（C国からA国）から②（B国からA国）に転換する。

以上のことから，貿易転換効果は，WTOの理念と相反する stumbling bloc となる危険性を内包している。ジェイコブ・バイナーの理論は，FTAの持つコインの表裏を表したものである。

6. 日本のセーフガード制度と FTA 2 国間セーフガード

(1) WTO 下の一般的セーフガード

WTO³⁰ は関税障壁、非関税障壁を廃止し、自由貿易を推進することを目的としているが、自由貿易に対する stumbling bloc あるいは現実的な貿易救済措置としてセーフガード、アンチダンピング税の賦課、補助金相殺関税の賦課などの例外的措置を認めている。セーフガードは、GATT 第 19 条における例外規定であり、FTA 締結時のセーフガード協定(2 国間セーフガード)、農業協定などとともに、一定の条件のもとで、発動が認められている。

GATT 第 19 条における一般セーフガード発動の基本的要件は、特定財の輸入が急増し、国内産業に重大な損害をもたらす、あるいはその恐れのある時、としている。

その特徴は、①特定国を名指して発動することは出来ない、②セーフガード発動により、他産品の関税を引き下げるなどの代償措置を講じるか、対抗措置を甘受しなければいけないこと、③発動期間は 4 年を原則とし、再発動に制限を課したことである。このため、国際的に貿易摩擦を生じるセーフガードの発動には慎重であることが求められる³¹。その概要は、図表 8 の通りである。

(2) 日本のセーフガード制度

日本は、基本的に WTO のルールに従い、対外通商政策を運営している。同ルールに従い、日本では、①一般セーフガード、②特別セーフガード(SSG)、③牛肉、豚肉セーフガードなどの外、繊維セーフガード、対中国経過的セーフガード³² および FTA セーフガードが制度化されている。ここでは、①、②、③の概要を検討した後、WTO との整合性が不明確な、シンガポール、メキシコおよびマレーシアとの FTA における 2 国間セーフガードの内容を検討する。

1) 一般セーフガード

日本では、GATT 第 19 条のセーフガード協定に基づき、特定産品の輸入が急増し、「国内産業に重大な損害をもたらす(もしくはその恐れがある)」場合に、また、そのような事態が関税譲許時点で「予測不可能」であったとき、緊急措置としてセーフガードを発動すること

³⁰ GATT は、「現実に対応できるところから自由貿易を推進する」ことから出発しており、例外規定を設けている。

³¹ 日本は、2001 年ねぎ、生しいたけ、い草の 3 品目に対して暫定措置によるセーフガードを発動したことに對して、中国が携帯電話、自動車などに対して対抗措置をとった。

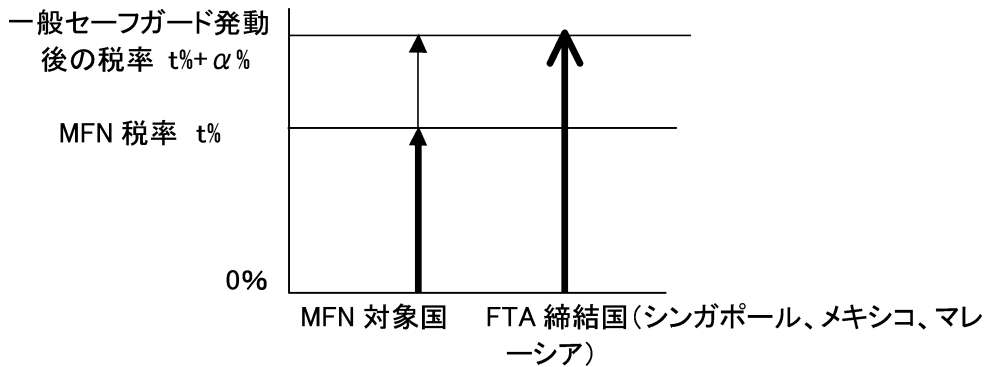
³² 中国の WTO 加盟の条件として、中国が WTO 加盟時の約束履行状況と世界の工場としての中国製品の輸入急増を考慮して、中国を特定して加盟後 10 年間セーフガードを発動することができる。

図表8 WTOの一般的セーフガードの概要

発動要件	予見されなかった状況の変化により、輸入の相対的、また絶対的増加により、国内産業に重大な損害またはその恐れがある場合。
措置内容	重大な損害防止し、または救済し、調整を容易にするために必要な限度の関税の引き上げ、または輸入制限措置。
発動期間	重大な損害防止し、または救済し、調整を容易にするために必要な期間最長4年以内（延長した場合計8年以内）
再発動制限	既発動産品への再発動は従前の発動期間と同一期間禁止。但し、最低2年間は発動不可。
暫定措置	遅延が回復しがたい損害を与えるような危機的事態があり、重大な損害などの明白な証拠がある時、200日以内の暫定的関税引き上げ措置が可能。
調査手続き	あらかじめ定められ、公表された手続きに従い、公告、利害関係者からの証拠収集を含めた調査を実施した後にのみ発動措置が可能となる。調査期間は原則1年、例外的に延長可能。
通報・協議	発動前に利害関係国との補償について協議する。調査の開始、損害の認定及び発動するときはWTOに通報する。
代償措置	実質的に等価値の関税措置を講じる。
対抗措置	発動後30日以内に補償について合意が得られない時、輸入の増加が①相対的な場合で、発動後90日以内であれば、発動後直ちに対抗措置をとり、②絶対的な場合、発動後3年を経過した後、または当該措置が協定に適合しないと判断された後に、実質的に等価値の対抗措置が可能。

出所：財務省、関税・外国為替等審議会資料及び経済産業省『不正貿易白書』から作成。

図表9 一般的セーフガードの発動—MFN対象国とFTA締結国との相違



説明：一般的セーフガードが発動されれば、MFNの関税率はMFN関税率 $t\%$ に $\alpha\%$ がプラスされるのに対してFTA締結国にはFTA特恵関税率ゼロ%から $t\% + \alpha\%$ のセーフガード発動による関税が課税される。

出所：関税・外国為替等審議会、「日本メキシコ経済連携協定締結に伴い関税関係法令整備が必要と見込まれる事項」平成16年8月4日を参考に作成。

としている。

発動条件として①国を特定せず、無差別に発動すること、②セーフガード発動による代償

措置として、他製品の関税引き下げなどの措置を講じるか、対抗措置を甘受しなければならない。

具体的な発動は、①関税の引き上げと、②外為法52条の輸入制限措置がある。また、これに従事する政府機関は、国際的には1元管理をとる国が多いのに対して、財務省と経済産業省による2元管理となっている。このため、制度の透明性を著しく欠くとともに、人的資源が有効に活用されていないといった疑問が出されている。

2) 特別セーフガード(SSG)

例外なき関税化により、ウルグワイ・ラウンドで初めて関税化された農産品³³について特別セーフガードを認めている。具体的には、輸入数量の一定水準を超えたとき発動する数量ベース(関税暫定措置法7条3³⁴)と課税価格が一定の水準を下回ったとき発動する価格ベース(関税暫定措置法7条4)のセーフガードがある。

発動要件は、一般セーフガードと同様に、国内産業に重大な損害(あるいはその恐れがある時)を与えることを調査により、立証する必要がなく、それぞれ要件を満たせば、自動的に特別セーフガードを発動することができる。加えて、一般セーフガードと異なり、補償措置をとる必要がなく、また、補償措置をとらない場合の対抗措置を認めていない。

数量ベースのSSGは、輸入量が過去3年間の輸入数量の目標水準(輸入基準数量)を超えるとき、通常関税率を自動的に3分の1加算する。

また、価格ベースのSSGは、輸入価格が基準期間(1986-88年)の平均輸入価格を下回ったとき、その価格差に応じて追加関税を課すことになっている。

3) 牛肉・豚肉セーフガード

日本では、上記二つのセーフガードに加えて、牛肉と豚肉につき緊急関税制度を設けている。メキシコとFTAを締結する際、豚肉の取り扱いについて、最後まで議論がもつれたが、日本政府はメキシコとのFTA締結が遅れることによる貿易転換効果の損失拡大を危惧し、政治的決着を図り、同国とのFTA締結にこぎつけたことは、記憶に新しい。牛肉・豚肉の緊急関税制度の内容は次の通り。

〈牛肉緊急関税制度〉

同制度はWTO協定に基づくものではなく、日本はウルグアイ・ラウンドにおいて合意した牛肉の譲許税率より低率の関税を主要輸出国に適用する代わりに、牛肉の輸入量が前年度

³³ 米、小麦、大麦、乳製品の一部、でんぷん、雑豆、こんにゃく芋、生糸、蕨、豚肉(数量ベースのみ)をさす。

³⁴ 豚肉は7条3第3項及び4第3項による。

比 117%を上回った場合、関税率を譲許税率までに引き上げることを認めたものである。

その背景は、ウルグアイ・ラウンドの結果、牛肉について譲許税率は 50%と定められたが、米国など主要牛肉輸出国から日本に対してさらなる引き下げ要求が出され、日本は税率を段階的に 38.5%まで引き下げることに同意した。これと引き換えに、日本は輸入量が一定水準を超えた時、自動的に関税率を最恵国関税率 50%にまで引き上げることを可能とした緊急関税制度³⁵である。

〈豚肉緊急関税制度〉

豚肉は、直近 3 年間の平均価格と現行価格を比較して 119%を上回った時、基準価格が譲許表に規定された水準までに引き上げられ、その差額に課税される差額関税制度を豚肉緊急課税制度という。このため、輸入価格が基準価格を超えるかどうかで、緊急関税率が異なることになる。輸入価格が基準価格を下回った時、通常関税に加えてその差額が緊急課税として課税されるが、輸入価格が上回った場合、緊急関税は課税されない³⁶。明らかに国内の養豚業者を保護したものである。

牛肉・豚肉緊急関税制度は、FTA における 2 国間セーフガードと類似した WTO セーフガードの例外規定であり、WTO の「自由、無差別、多角化」の理念と大きく乖離したものであり、極めて不透明、不公正なものであることは否定できない。

(3) FTA 2 国間セーフガード

上記のセーフガードの外に、日本は FTA 締結により、最恵国待遇国の輸出減少、と FTA 国からの輸入増加を防ぐため、日本が FTA を締結したシンガポール、メキシコそしてマレーシア間で 2 国間セーフガード規定が盛り込まれた。この点が NAFTA などと大きく異なる点である。基本的に図表 10 の通り、3 カ国の間で合意した 2 国間 FTA セーフガードの発動要件は同じであり、①無差別原則による発動と、②発動に伴う対抗措置の受け入れにより発動が可能となり、③発動期間は 1-5 年と幅があり、再発動にはそれぞれの FTA において制限を課している。また、暫定措置はシンガポールを除き 200 日を原則とし、対抗措置は 30 日から 60 日の間にとることとしている。

日本が締結した FTA により、X財の輸入関税が、図表 11 の通り、FTA 特恵関税によりゼロとなるのに対して WTO 最恵国待遇国に対しては、これまで通り一定の税率 $t\%$ が課され

³⁵ 日本政府は、2003 年 7 月に米国、オーストラリアに対して生鮮・冷凍牛肉の関税率引き上げを決定した。統計上の必要要件が満たされれば政府の「裁量」余地はなく、自動的に発動される。

³⁶ 例えば、2003 年度では、輸入量が基準量を超えた場合、2003 年 8 月 1 日から 2004 年 3 月 31 日まで枝肉基準価格は 409 円 90 銭から 510 円 3 銭へ、部分肉は 546 円 53 銭から 681 円 8 銭引き上げられ、輸入価格がこの基準価格を下回った場合、その差額が緊急課税されることになっていた。

図表10 FTA 2 国間セーフガードの比較

	メキシコFTA	シンガポールFTA	マレーシアFTA
発動要件	関税の撤廃・引き下げの結果、輸入の絶対量の増加により、国内産業に重大な損害、または、その恐れがある時、当該損害を防止し、救済し、調整を容易にするための必要最小限度範囲内とする。	関税の撤廃・引き下げの結果、輸入の絶対量の増加により、国内産業に重大な損害、または、その恐れがある時、当該損害を防止し、救済し、調整を容易にするための必要最小限度範囲内とする。	関税の撤廃・引き下げの結果、輸入の絶対的増加により、国内産業に重大な損害、または、その恐れがある時、当該損害を防止し、救済し、調整を容易にするための必要最小限度範囲内とする。
措置内容	①関税のさらなる段階的引き下げの停止。 ②発動時のMFN税率または、FTA発効直前のMFN税率のいずれか低い税率まで引き上げ。	①関税のさらなる段階的引き下げの停止。 ②発動時のMFN税率または、FTA発効直前のMFN税率のいずれか低い税率まで引き上げ。	①関税のさらなる段階的引き下げの停止。 ②発動時のMFN税率または、FTA発効直前のMFN税率のいずれか低い税率まで引き上げ。
発動期間	原則3年以内、例外的に最長4年まで。	1年以内。例外的に最長3年まで。	原則4年以内。例外的に最長5年まで。予定適用期間が1年以上越えた時、適用期間中一定の間隔で措置を緩和する。
再発動制限	既発動製品のセーフガード措置の期間、再発動は出来ない。最低1年間発動は不可。	1品目1回限り。	セーフガード措置の期間、又は1年のうち、いずれか長い期間が経過するまで、再発動は出来ない。
暫定措置	暫定的期間は200日を越えない。	規定なし。	暫定的期間は200日を越えない。
調査手続き	WTO協定の一般的セーフガード調査手続きと同様に行った後のみに発動可能。調査期間は1年。例外的に最長18ヶ月。	WTO協定の一般的セーフガード調査手続きと同様に行った後のみに発動可能。調査期間は1年。	WTO協定の一般的セーフガード調査手続きと同様に行った後のみに発動可能。調査期間は1年。
通報・協議	①発動前に相手国と補償について協議を開始する。 ②調査の開始、損害の認定、発動の際相手国に書面で通報する。	①発動前に締結国に書面で通報する。 ②発動前に意見を交換し、補償について協議する。	①発動前に、約定国に書面で通報する。使用言語は英語とする。 ②暫定的措置の場合、約定国間で協議する。
代償措置	実質的な等価値(税率)の関税措置をとる。引き下げにより、代償措置が不可能な場合、両国が合意するその他の措置をとる。	実質的に等価値の貿易自由化措置をとる。	実質的な等価値(税率)の関税措置をとる。ただし、国民経済への影響を最小限にするよう配慮。
対抗措置	発動後、60日以内に補償合意に至らない場合、直ちに等価値の関税による対抗措置発動が可能。ただし、国民経済への影響を最小限にするよう配慮。	発動後、30日以内に補償合意に至らない場合、等価値の関税による対抗措置発動が可能。但し、最小必要な期間とする。	発動後、30日以内に補償合意に至らない場合、直ちに等価値の関税による対抗措置発動が可能。ただし、国民経済への影響を最小限にするよう配慮。

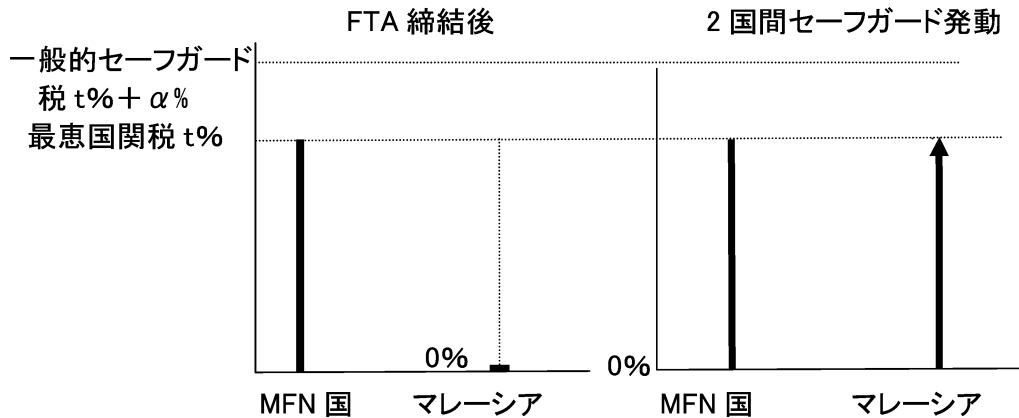
出所：外務省、『新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定』、『経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定』、『経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定』及び財務省、関税・外国為替等審議会資料から作成。

る。この結果、シンガポール、メキシコとマレーシアでは、日本からの輸入が急増し、WTO最恵国待遇国からの輸入が激減することになる。すなわち、FTA 締結による貿易転換効果が発生し、WTO 体制下での自由貿易の推進に小波をたて、標榜する自由貿易を著しく阻害し、ブロック経済化、貿易の低迷を招き、戦後構築してきた自由貿易体制秩序を混乱する危うさを、常に内包していることを意味する。

こうした貿易転換効果を抑止するために、日本シンガポール、日本メキシコ及び日本マレーシア間の FTA には、2 国間セーフガードが設けられた。これにより、シンガポール、メキシコ、マレーシアは、貿易転換効果による日本製品のオーバー・プレゼンス³⁷を水際で防ぎ、WTO 体制下での最恵国待遇国との正常な貿易関係を継続、維持していくためにも重要な役割を果たすことになる。また、産業構造の転換を図る契機ともなる。

例えば、日本から FTA の特惠関税制度を利用し、マレーシアへの X 財の輸出が急増すれば、WTO 最恵国待遇国の最恵国関税と同じ関税率 $t\%$ に引き上げることで、マレーシアは日本から X 財の輸入急増を防止することが可能となる。これにより、他の最恵国とのバランスをとることができ、WTO の標榜する自由貿易を阻害することなく、また、FTA のもつマイナスの経済効果（貿易転換効果）を防ぎ、FTA は WTO の自由貿易促進を補完する道具になる

図表 11 2 国間セーフガードの概念



説明：FTA 締結により税はゼロとなるが、2 国間セーフガードをマレーシアが発動すれば、関税率は FTA 締結前の最恵国関税率 $t\%$ に引き上げられる。WTO の一般的セーフガードでは、 $t\%$ に $\alpha\%$ が上乘せされる点が 2 国間セーフガードと異なる。

出所：関税・外国為替等審議会、「日本メキシコ経済連携協定締結に伴い関税関係法令整備が必要と見込まれる事項」平成 16 年 8 月 4 日を参考に作成。

³⁷ 東アジア地域では、日本の FDI により垂直的国際分業関係が生産ネットワークとして構築されており、日本製品のオーバープレゼンス発生は十分に起こりえることである。

と同時に、日本などが FTA を促進する理由を見出すことができる。いずれにせよ、FTA は自由貿易に対する stumbling bloc を内包している。

7. 原産地規則と貿易歪曲効果

FTA の stumbling bloc として、FTA2 国間セーフガードに加えて、原産地規則がある。原産地規則の目的は、国際的に取り引きされる製品の「国籍」を明確にする規定³⁸であり、貿易に対して中立であることが求められる。この規則が過度に制限的で、恣意的に制定、運用されれば保護効果を生み出す。同規制につき明確な国際ルールは、存在しないが、一般的に、GATT 第1条の最恵国待遇、第9条の原産地の表示、FTA などにより域外国に対して貿易障壁を高めてはならない第24条5項に規定されると解釈されている。しかし、この原産地規則が、WTO 体制下で適切に議論されてきたというより、FTA 締結時、特惠関税対象産品を選定するために、図表12に見る通り、当事国間で恣意的に決められてきたのが現実である。

原産地規則³⁹を大別すれば次の通りである。

非特惠分野における原産地規則：1) 最恵国待遇，アンチ・ダンピング税，相殺関税，原産地表示などの通商政策手段及び政府調達などにかかわるもの。

特惠分野における原産地規則：1) 発展途上国向け一般特惠（Generalized System of Preferences, GSP）にかかわるもの。

2) FTA などにおける域内特惠（FTA 特惠関税）にかかわるもの⁴⁰。

FTA にとって原産地規制の意義は、FTA 締結に、いわゆる域外国による特惠関税の「ただ乗り」を防ぐことを目的としている。すなわち FTA 締結国の産品を、それ以外の WTO 最恵国の産品から区別し、FTA 特惠関税を享受することを証明するのが原産地証明であり、具体的には部品、原材料などの現地調達比率である。FTA 当事国外である第3国で実質的に生

³⁸ 特定国産品を対象としたアンチ・ダンピング措置を講じたとき、輸入制限対象となる国の産品かどうか判断する際に利用される。

³⁹ 基本原則は①非特惠分野すべての目的のために等しく適用（無差別）、②客観的で、理解しやすく、予見可能であること、③貿易目的遂行手段として直接、間接に用いない、④国際貿易を制限し、歪め、混乱させない。

⁴⁰ ASEAN 産業計画（ASEAN Industrial Cooperation Scheme, AICO）では、税率0-5%の共通効果特惠関税（CEPT）対象産業を自動車に限定し、特惠を受けるための原産地条件を①域内付加価値率が40%以上、②域内現地資本率が30%と規定した。

産されたものが、FTA 特惠関税を利用することを防ぐのが、原産地規則である。通常、関税番号の項の変更及び域内付加価値率（現地調達比率）の達成を条件として付与される。

しかし、原産地証明取得条件が厳しく規定されていることは、FTA の締結により「通商規則をより制限的にしてはいけない」とする GATT 第 24 条 5 項に著しく反している疑念が残るのは確かである⁴¹。「ただ乗りを回避」することは、FTA が排他的、閉鎖的であることを意味し、FTA の運用により、WTO の理念と齟齬をきたす潜在的危険性を持っている。

このため、ウルグワイ・ラウンドにおいて、GATT 第 24 条の解釈上の明確化を図り、FTA 特惠関税が適用される原産地証明規制について以下のことを求めている。

- ① 特惠原産地規則を適用する場合において満たされるべき要件を明確に定める。
- ② 特惠原産地規則は明確な基準を基礎としなければいけない。
- ③ 特惠原産地規則に関する法律、規則などを GATT 第 10 条第 1 項（貿易規則の公表）に従う。
- ④ 特惠原産地規則を濫及的に適用してはいけない。

上記の適用原則に基づき、図表 12 は日本の FTA 締結国との現地調達比率を表している。日本マレーシア FTA では、製品の付加価値率 40%以上が FTA の当事国の部品、コンポーネントや原材料で構成されていなければいけない。FTA 特惠関税を享受するため、この証明書は英文で、しかるべき政府機関（日本の場合経済産業省、マレーシアの場合国際貿易産業省）により、証明されなければいけない。

現地調達比率の計算は、基本的には付加価値率が用いられる。その計算式は次の通りである⁴²。

$$\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{FOB 価格} - \text{非原産資格価額}}{\text{FOB 価格}} \times 100$$

図表 12 FTA 原産地比率の比較

	シンガポールFTA	メキシコFTA	マレーシアFTA
現地調達比率	60%以上	40%以上	40%以上

出所：図表 10 に同じ。

⁴¹ 例えば、自動車の場合、米加 FTA では付加価値率が 50%であったが、NAFTA では当初 50%、最終的に 62.5%とするとしている。

⁴² これに対して、NAFTA では、現地調達比率を 50%から 60%としている。また、NAFTA は、日本マレーシア FTA と異なり、原産地証明は自己発給方式（自己責任で記入、署名、提出する）をとっている。

原産地規則は、極めて専門的、技術的であるため一般的に馴染みが薄い規則であるが、FTAを締結する際、FTA 特恵関税を享受するための核心的位置を占めている。また、数量制限などの貿易制限措置適用範囲の決定に大きな影響を与え、特定国の原産地取得を試みる FDI 計画やサプライ・チェーン・マネジメント (supply chain management) による部品調達方法などに大きな影響を与え、貿易のみならず FDI の流れと方向を左右することになる。

例えば、半導体の製造工程⁴³は前工程と後工程に分かれる。EU は後工程を域内で行えば「EU 産品」とみなしていたが、1989 年、前工程を原産地付与の基準とする規則を制定した。このため、日本や米国などの半導体メーカーは EU 原産地を取得するために、前工程のための追加投資を余儀なくされた。

原産地規則が適正に制定・運用される限りにおいては、貿易において中立であり、貿易歪曲効果をもたらすものではないが、EU の半導体に見る通り、恣意的、意図的に制定・運用されれば、原産地規則は FTA の核心的な位置を占めているだけに、その貿易歪曲効果と FDI に与える影響は想像以上に大きいといえる。

8. FTA 特恵関税と物品税による保護貿易

日本政府がマレーシアと FTA を締結するにあたって、農業問題とともに懸案事項であった自動車の関税撤廃と物品税の関係についてみてみよう。物品税は自由貿易に対する明らかな stumbling bloc である。

周知のとおり、マレーシアは、マハティール前首相により、1980 年代、経済発展の中核に国民車プロジェクトをおき、第 2 次輸入代替工業化策として自動車産業の振興を図ってきた。AFTA を開始した 2003 年、マレーシアは自動車の関税引き下げを 2005 年まで先送りした。プロトン⁴⁴の国内シェアは、1990 年代、圧倒的大きさを占めたが、現在、品質上の問題などで 40% 台にシェアは低迷している。このような事情を反映して、プロトンなどの国産車の保護が、AFTA 内での自由化より、優先されている。

ASEAN は 2004 年 8 月に、「自動車産業育成ロードマップ(案)」を発表し、2020 年までに関税をゼロとする目標を立てた。これを受け、2005 年 10 月、マレーシア政府は、自動車政策 (National Automotive Policy) により、自動車の関税を 30% にすると発表した。同時に、日本との FTA により、①現地組み立て専用部品は即時撤廃、② 2,000 cc 以上の完成車の輸入を含め、それ以外を 2010 年までに関税を撤廃し、③その他完成車の輸入関税を 2015 年までに廃止するとした (図表 13 参照)。

⁴³ 半導体の後工程は労働集約的であり、前工程は、逆に、資本集約的である。

⁴⁴ 三菱自動車などとの合弁事業としてスタートしたプロジェクトであるが、その後、三菱との資本関係を解消し、フォルクスワーゲンとの資本提携を模索したが、2006 年に入り、三菱との技術提携を復活した。

図表 13 自動車関税引き下げ計画

CKD用部品	即時撤廃	—
CKD用備品以外	2007年まで 2009年まで	現行枠 0－5%
3,000CC以上の乗用車	2007年まで 2009年まで	段階的引き下げ 0－5%
2,000－3,000CC 3,000CC以上多目的車 20トン超トラック・バス	2009年まで 2010年	段階的引き下げ 撤廃
上記以外の完成車輸入	2014年まで 2015年	段階的引き下げ 撤廃

出所：外務省：『経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定』

マレーシア政府は、自動車に対する関税廃止のタイムスケジュールを発表したとはいえ、自動車政策を発表する前の2005年1月に、ASEAN域内からの完成車の輸入に対する関税率を、70%－190%から20%に引き下げる⁴⁵代わりに、物品税80－200%を導入し、国際的にAFTAの約束を履行すると同時に、物品税率を高く設定することにより、国内問題である国内自動車産業の保護を継続することとなった。物品税の課税は、国内問題であるが、GATT第3条に規定された内国民待遇規定に抵触する事項であるとともに、実質的は貿易保護効果を発揮しており、改善が望まれている。物品税の貿易保護効果は図表14の通りである。

図表 14 物品税の貿易保護効果

	関税率	輸入価格	国内販売価格	実質関税率
X財 100万円	100%	200万円	200万円（物品税0%）	100%
X財 100万円	FTAにより5%	105万円	189万円（物品税80%）	89%

注）FTAにより、輸入価格は、名目上200万円から105万円に大幅に引き下げられるが、物品税が80%課されるので、国内販売価格は189万円となる。この結果、実質関税率は100%からわずか11%引き下げられた89%にとどまり、物品税は貿易保護効果の役割を果たす。

9. FTAの問題点

自由貿易を推進するWTOと、その補完的役割として位置付けられているFTAとの整合性上の問題点として以下の点が指摘できる。

第1に、FTAはWTO体制下の「喉もと」に刺さった骨ともいえ、貿易転換効果からも分かるように、「自由、無差別、多角化」に対するstumbling blockになる潜在的な危険性を常に持っていることである。

⁴⁵ 2006年3月22日に、マレーシアはAFTAによりASEANからの自動車輸入税を5%に引き下げた。

第2に、FTA 2国間セーフガードは、FTA 締結国間における利害調整の役割を果たし、貿易転換効果によるマイナスを一時的に補正するものの、域外諸国との自由貿易を促す機能を十分に持っていないことである。逆にFTA 2国間セーフガードを発動することにより、自由貿易推進の補完的役割をするFTAが、一時的に自由貿易を阻害することが懸念される。

第3に、原産地取得(現地調達比率)要件が実質的に厳しすぎることである。日本シンガポールFTAにおける原産地取得要件は60%であり、NAFTAでは50-60%の間としており、FTA締結における関税障壁を撤廃しても、非関税障壁の一種である原産地取得要件が厳しく、FTA締結による域内自由貿易推進の効果に疑問がもたれる。

同時に、FTA締結による原産地取得要件がそれぞれ異なるために、所謂スパゲティー・ボール現象⁴⁶が生じ、事務的に原産地取得認定作業を複雑化し、時間を浪費することが予測され、FTA運営の迅速化を損ねることが危惧される。

第4に、FTA締結直前における域外諸国に対する「駆け込み」による関税引き上げが指摘できる。

第5に、FTA締結にともない、所定の条件を満たせば特定産品に対して相互に関税を課税しないことを決める一方、非課税対象企業の新規参入を制限する傾向があることである。

第6に、グローバル化の下、現在、日本企業が進めている東アジア地域における生産ネットワークの形成が進展している中、FTAにより原産地規則の差異は、自由貿易の流れに棹差す貿易歪曲効果を高くすることが懸念される。また、生産ネットワークにおいて、FTAにおける原産地認定を得るために、特別な工程を追加するための追加投資の必要に迫られ、コスト・アップ要因となり、いびつな生産ネットワークとなる可能性は否定できない。

FTA締結による原産地規則は、貿易のみならず、FDIにも十分配慮したものでなければならぬと同時に、スパゲティー・ボール現象を回避する必要がある。

最後に、FTA締結により上記の問題が繰り返し発生することは、WTOの自由貿易の理念と相反している。FTAがWTOの自由貿易推進の補完的役割を真に果たすのであれば、FTA締結に伴い、FTA最恵国待遇が、WTO最恵国待遇に段階的に適用され、貿易転換効果を緩和し、FTA域外諸国にとっても市場拡大効果をもたらすものでなければ、FTAは閉鎖的、排他的なものとなってしまいます。

東アジア地域において、中国ASEANとのFTA、日本ASEANとのFTAなどは、東アジア地域における、実利に根ざした貿易依存の緊密化を反映した、競争的FTAブームとなっていることは否定できない。ややもすれば、排他的になる可能性を内包している。FTAは地域協力機関であるアジア太平洋経済協力(Asia Pacific Economic Cooperation, APEC)

⁴⁶ 同現象はFTAが交差することにより、原産地の特定が実務面で困難になる状況を表現している。

が主張した「開かれた貿易協定ないし地域統合」でなければならない。

結語——アジア的方法の模索

東アジア地域でFTAが活発になるにともない、「東アジア共同体」構想論議が1999年のASEAN首脳会議⁴⁷でASEAN+3の枠組みが形成され、2000年の首脳会議で「東アジアFTA締結」および「東アジアサミット⁴⁸」が構想されて以来、盛んに行われるようになっていく。アジア経済を語る時、一種の流行となっている。EUに習い、平和的な東アジア経済の発展の有力な手段として、東アジア共同体の実現性を議論できる段階に東アジア経済が成長してきたことは、非常に喜ばしいことである。

しかし、東アジア地域で繰り広げられているFTAブームは、子供のころ誰もが遊んだ「はないちもんめ」や「椅子取りゲーム」で仲間はずれにされないことを恐れたものであり、極めて競争的である。このため、同地域におけるFTAが、関税同盟ないし共同市場形成に発展する可能性は、現実的に極めて小さい。さらに、これまでの考察からFTA2国間セーフガード、FTAの原産地規則や物品税など個別内容は複雑であり、共同市場形成のための条件を著しく欠いている。

東アジア地域の持つ多様性（多民族、多言語、多文化、多宗教など）と自然発生的な「既成」事実根ざした「実利」⁴⁹をもとにしたアジア的競争的経済協力関係は、共同市場の枠組みから発展したEUと同じ過程⁵⁰をたどるといふより、FTAにより相互依存関係の深化を図るものの、現状では経済統合⁵¹の議論までに発展する段階に達しているとはいえ、また、その経済協力関係はアジア的な方法をたどると考えられる。

FTAを出発点として、前述を前提に、アジア的経済協力を考える場合、第1にEUが形成された1950年代、1960年代の政治経済環境と現在の比較を行わなければいけない⁵²。第2に、

⁴⁷ 同首脳会議で、「東アジア協力に関する共同声明」が発表された。対象分野は8分野（経済、通貨金融、社会人材育成、科学技術開発、文化情報、開発協力、政治安全保証、国境を越える問題）。

⁴⁸ 2005年12月に同サミットがマレーシアで開催された。

⁴⁹ 1990年代東アジア地域には、自然発生的な局地市場経済圏（成長の三角地帯、華南経済圏など）が形成され、アジアを世界の成長センターに押し上げる原動力ともなった（詳しくは、拙著、『アジア経済と直接投資促進論』を参照せう）。

⁵⁰ 不戦の誓いと東西冷戦構造下、米ソ両大国に埋没することを避け、独自性を発揮することを目的としてEUは形成され、出発点から東アジア共同体構想はEUと大きく異なっている。

⁵¹ 伝統的理論ではEUの発展をもとに経済統合過程は、自由貿易地域、関税同盟、単一市場、通貨経済統合、完全な（政治的）経済統合の5段階を経る。

⁵² 当時、LDCである東アジア地域での経済統合の可能性をいえば、一笑に付されるだけであった。ことほど左様に、経済学は権威主義的、視野が狭く排他的であったことが、今日の経済学の低迷を招いている原因の一つとして指摘できる。

図表15 東アジア諸国の域内貿易依存率の推移 単位：%

	2000年	2004年
日本	39.7	46.9
中国	47.2	42.6
韓国	43.9	47.2
台湾	48.8	58.5
香港	50.1	59.4
タイ	45.4	48.6
マレーシア	53.2	53.1
インドネシア	54.8	58.8
シンガポール	53.7	55.3
フィリピン	31.4	58.6
域内依存率	46.8%	53.4%

出所：図表3に同じ

グローバル化の中でのリージョナル化としての共同体構想を、地域的分業関係＝生産ネットワークの構築（垂直的国際分業）との関係で位置付ける必要がある。そして、第3に、地域的産業集積の観点から共同体構想を捉え、アジア的経済統合の道を模索する必要がある。

考えられる過程は、生産ネットワークと FTA の連携を通して、各国が独自性を保持した「アジア的共同体」となることである。

図表15の通り、東アジア地域の域内貿易依存の高揚は、日本およびアジア NIES の直接投資を軸に形成された垂直的国際分業が基盤となり、既成事実が先行し、一種の共同市場的経済関係が形成されていることは確かである。しかし、この域内貿易依存率の高さを語るとき、台湾の取り扱いが曖昧であるとともに、中国の東アジア地域における覇権的動きや政治的に東西冷戦構造の残滓である中国・台湾関係、靖国問題に端を発した「政冷経熱」の日中関係および日韓関係は、東アジア共同体構想議論に冷や水を浴びせるとともに、足かせとなっている。こうした政治問題を解決しない限り、東アジア共同体構想は掛け声倒れになることが危惧される。すなわち既存の経済的緊密性が声高に叫ばれるだけにとどまってしまう。

現状では、東アジア共同体構想議論が先走り、足元の政治問題は改善するより悪化しているのが現状である。中国とは「政冷経熱」から「政冷経温」そして「政冷経涼」になる危険性⁵³を孕んでいる。

また、雁行的経済発展により、日本を頂点とした垂直的国際分業関係にとって、FTA は東

⁵³ ジェトロ発表によれば、2005年度の日本企業による対中 FDI(実行金額ベース)は前年比19.8%増の65億3,000万ドルであった。トヨタ、日産、ホンダなどの自動車メーカーによる投資増が貢献し、2005年春の反日デモは投資面にあまり影響を与えていない。

アジア地域で生産ネットワークを展開する日本企業にとって有利に作用するが、現状ではそれ以上のものではなく、東アジア地域に形成された多様性と競争的実利に根ざした経済関係を、共同市場のような形のあるものに仕上げていくためには、時間とアジア的方法をたどる必要がある。このため、当面は、先走った共同市場議論より FTA を軸とした、実利に根ざした域内経済貿易関係の緊密化にとどまり、東アジア共同体構想は長期的な課題と考えるのが自然である。いわんや、2006 年 5 月、ASEAN+3 財務相会議で検討・合意をみた地域通貨単位としての単一のアジア通貨（Asian Currency Unit, ACU）構想は、次の、次のテーマといえる。しかし、その実現性を研究することは重要である。

同時に、現実的な問題として、日本、韓国と台湾 3 カ国による「漢字共同市場」⁵⁴あるいは「日韓共同市場」を構想し、東アジア的経済共同市場形成のためのプラットフォームを構築し、リーダーシップを日本が取るべき状況ができていく。すでに ASEAN は、ASEAN 経済共同体構想を 5 年間前倒して、2015 年に形成するとし、また、2006 年 5 月、タイを除く ASEAN 9 カ国が韓国と FTA を締結した。これが東アジア経済共同市場のプラットフォームに発展していくかどうか、経緯を観察していかなければならない。

以上のことから、当面、東アジア地域での経済協力関係は、危惧される Stumbling bloc になる潜在的危険性を孕みながら、FTA を軸とした東アジア域内における競争的経済協力関係以上の単一共通市場に発展する可能性は、現時点ではほとんどないといってよい。

また、東アジア地域の経済協力関係は、文明の生態史観にみるように、必ずしも EU がたどった過程を反復する必要はなく、アジア的方法により、アジア地域に適合した経済協力関係を構築していけばよい。東アジア共同体構想は、EU 的経済統合の呪縛から開放され、新しい経済協力関係構築の事例を創造していく一里塚にならなければいけない。

本稿執筆に際して、石川幸一氏（亜細亜大学教授）から資料の提供とアドバイスをいただいたことにお礼を申し上げます。また、本稿は平成 18 年度札幌学院大学研究促進奨励金（SGU-S 06-200011-12）の成果の一部である。

3 月 24 日、急逝した優しかった母のために。

⁵⁴ 同構想には、歴史的課題（日本の植民地支配）と台湾を巡る政治的問題を解決しなければいけないが、経済面、特に貿易と投資における 3 カ国の共同歩調は現実の経済緊密化を基礎として進め易く、EU に匹敵する共同市場になるのではないかと考える。

参考資料

- 畠山 襄：「東アジア共同体の幻想を捨てよ」、『中央公論』2005年9月号
- 渡辺 修：「東アジアの経済統合と今後の日本経済」、『貿易と関税』2005年11月号
- 柴山和久：「マレーシアとの経済連携協定の分析」、『貿易と関税』2006年1月号
- 渡辺敏夫：「東アジアには共同体はなじまない「パックス・シニカ」にアジアが屈する日」、『中央公論』2006年2月号
- 中西輝政：「東アジア共同体は中国の謀略」、『Will』2006年3月号
- 美野久志：「これからの中国ビジネスと環境変化への対応(2)——FTAと国際ビジネス」、『貿易と関税』2006年3月
- 谷口 誠：「危機的アジア外交をいかに立て直すか」、『中央公論』2006年4月号
- 外務省：『新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定, 英文 The Agreement Between Japan and the Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership』
- 同 上：『経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定, 英文 The Agreement Between the Government of Malaysia and the Government of Japan for an Economic Partnership』
- 同 上：『経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定, 英文 The Agreement Between Japan and the United Mexican States for the Strengthening of the Economic Partnership』
- 経済産業省(通商産業省)：『不公正貿易報告書～WTO協定から見た主要国の貿易政策』1998年版および各年版
- 柄谷行人：『世界共和国へ』岩波新書 2006年
- 小原雅博：『東アジア共同体』日本経済新聞社 2005年
- UFJ総合研究所：『WTO入門』日本評論社 2004年
- 谷口 誠：『東アジア共同体』岩波新書 2004年
- 松本和幸：『経済成長と国際収支』日本評論社 2003年
- 土屋六郎：『国際経済学』東洋経済新報社 2002年
- 三木敏夫：『アジア経済と直接投資促進論』ミネルヴァ書房 2001年
- 村上直久：『WTO』平凡社新書 2001年
- 木村福成：『国際経済学入門』日本評論社 2000年
- 梅棹忠夫：『文明の生態史観』中公文庫 2000年
- 浦田秀次郎：『国際経済学入門』日経文庫 1997年
- 日本国際経済学会第64回全国記念：「東アジア経済共同体構築の可能性」立命館大学 社会システム研究所 学術公開特別シンポジウム 2005年10月14日開催
- 財務省ホームページ：関税・外国為替等審議会関税分科資料 (<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/giziroku/>)
- 財務省：財務省メール・マガジン (<http://www.mof.go.jp/haishin/form.htm>)
- ジェトロ：ジェトロ・ホームページ (<http://www.jetro.go.jp>)
- 外務省ホームページ：『自由貿易協定FTAと経済連携協定EPA』(<http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/fta/>)
- WTO：WTOホームページ (<http://www.wto.org>)
- 札幌米国総領事館メール・マガジン
- United States Trade Representative, *U.S.-China Trade Relations: Entering a New Phase of Greater Accountability and Enforcement*, February 2006
- Rahul Sen, *Free Trade Agreements in Southeast Asia*, Institute of South Asian Studies Singapore 2004

(みき としお 開発経済論専攻)

(2006年6月20日受理)